

[仮 訳]

※ 本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

マレーシア法

PU(A) 431/2011

2011 年取引表示(ハラール認証及び表示)令

国王裁可日

官報掲載日 第 55 卷、第 26 号、2011 年 12 月 30 日、追加第 177 号、法令(A)

この PDF の印刷日時： 31 10-2025 18:32:45

マレーシア法
PU(A) 431/2011
2011 年取引表示(ハラール認証及び表示)令

目 次

序 文

1 引用名称及び施行日

2 解 釈

3 管轄当局

4 ハラール表示の認証

5 輸入食品及び物品のハラール表示の認証

6 食品、物品及びサービスの表示

7 認証の申請及び手数料

8 違 反

9 経過措置

別 表

別 表 1

別 表 2

序 文

2011 年取引表示法[法律第 730 号]第 29 条に基づき付与された権限の行使により、大臣は次の命令を発する。

引用名称及び施行日

- 1 (1) 本命令は、**2011 年取引表示(ハラールの認証及び表示)令**と称することができる。
- (2) 本命令は、2012 年 1 月 1 日に施行される。

解 釈

- 2 本命令においては、以下のとおりとする。

「表現」には、表明又は行為を含む。

[改正 PU(A) 53/2012:O.2 - 旧条文 - 「『方法』には、表明又は行為を含む。」]

「食品又は物品に関連するサービス」には、原材料の輸送、保管及び加工、並びに当該食品又は物品の提供及び小売が含まれる。

管轄当局

- 3 マレーシア・イスラム開発庁(JAKIM)及び各州のイスラム宗教評議会を、2011 年取引表示(ハラールの定義)令[P.U. (A) 430/2011]に基づき、食品、物品、又は食品又は物品に関連するサービスがハラールであることを認証する権限を有する機関とする。

ハラール表示の認証

- 4 (1) 以下の条件を満たさない限り、いかなる食品及び物品もハラールと表示し、又はムスリムが消費若しくは使用できることを示す他の表現で表示しないものとする。

[(1) 改正 PU(A) 53/2012:O.3]

- (a) 管轄当局によりハラール認証を受けていること。
- (b) 別表 1 に定めるロゴマークが付されていること。

- (2) 以下の条件を満たさない限り、食品又は物品に関連するサービスは、ハラールと表示し、又はムスリムが利用できることを示す他の表現で表示しないものとする。

- (a) 管轄当局によりハラール認証を受けていること。
- (b) 別表 1 に定めるロゴマークが付されていること。

[(2) 改正(差替え) PU(A) 53/2012:O.3]

(3) (1)項にかかわらず、非ムスリムが供給する食品であって、当該食品、物品及び食品又は物品に関連するサービスがムスリムによって消費又は使用可能であることを示す他の表現で表示されることを意図するものは、以下の要件を満たすものとする。

- (a) 管轄当局によりハラール認証を受けていること。
- (b) 別表 1 に定めるロゴマークが付されていること。

[(3) 挿入 PU(A) 53/2012:O.3]

輸入食品及び物品のハラール表示の認証

5 (1) マレーシア国内で販売される全ての輸入食品及び物品は、第 4 項の要件を満たすか、又は別表 2 に定める JAKIM が認定する外国ハラール認証機関によるハラール認証を受けていない限り、ハラールと表示しないものとする。

(2) 第(1)項に規定する JAKIM が認定した外国のハラール認証機関によりハラール認証を受けた食品及び物品の輸入業者又は製造業者は、当該食品及び物品に、当該認証機関の名称及びロゴを付さなければならない。

[(2) 改正 PU(A) 288/2023:第 2 項]

食品、物品及びサービスの表示

6

[肩注 改正(差替え) PU(A) 53/2012:O.4]

(1) 第 4 項及び第 5 項に基づき表示することが企図される全ての食品及び物品は、別表 1 又は別表 2 に定めるロゴを、該当する場合には、当該食品若しくは物品に貼付若しくは添付し、又は当該食品若しくは物品に表示するその他の表現を付し、若しくは組み込むことにより表示するものとする。

[改番、改正 PU(A) 53/2012:O.4; 改正 PU(A) 288/2023:第 3 項]

- (a) 当該食品又は物品自体。
- (b) 食品若しくは物品を供給する施設等、又は食品若しくは物品の供給に伴うもの。

(2) 第 4 項及び第 5 項に基づき表示することが企図される食品又は物品に関連する全てのサービスについては、当該サービス(サービスが提供される施設を含む。)を指すとみなされる表現を用いて表示しなければならない。

[(2) 挿入 PU(A) 53/2012:O.4]

認証の申請及び手数料

7 (1) 食品、物品又は食品又は物品に関連するサービスを供給し又は供給を申し出た者は、JAKIM 長官又は各州のイスラム宗教評議会に対し、ハラール認証を申請することができる。

(2) ハラール認証の申請は、JAKIM 長官又は各州のイスラム宗教評議会が定める基準、手続き及び通達に従って行うものとする。

(3) ハラール認証の申請に支払うべき手数料は、2011 年取引表示(ハラール認証及び表示関連手数料)規則 [P.U.(A) 432/2011]に規定されているとおりとする。

違 反

8 本命令に反して以下のいずれかを行った者は、罪を犯したものとする。

(a) 食品、物品又は食品又は物品に関連するサービスがハラールであることを認証する者。

(b) 食品、物品若しくは食品又は物品に関連するサービスを供給し又は供給を申し出た者。

また、有罪判決を受けた場合、以下の責任を負う。

(A) かかる者が法人である場合、20 万リングット以下の罰金に処し、再犯又は累犯については、50 万リングット以下の罰金に処する。

(B) かかる者が法人でない場合、10 万リングット以下の罰金、3 年以下の懲役、又はその両方に処し、再犯又は累犯については、25 万リングット以下の罰金、5 年以下の懲役、又はその両方に処する。

経過措置

9 (1) 本命令施行前に市場に存在し、ハラールと表示されることが企図される全ての食品及び物品は、本命令施行後 1 年以内に第 4 項又は第 5 項の要件を満たすものとする。

[PU(A) 53/2012:O.5 による改番]

(2) ハラールと表示されることが企図される全ての輸入食品又は物品は、本命令施行後 1 年以内に第 5 項の要件を満たすものとする。

別 表 1

別 表 1

[第 4 項]

[改正 PU(A) 53/2012:O.6]

別 表 2

別 表 2

[第 5 項]

認定外国ハラール認証機関

オーストラリア

1. Adelaide Mosque Islamic Society of South Australia
2. Islamic Association of Geraldton
3. Islamic Association of Katanning Inc
4. Islamic Co-ordinating Council of Victoria (ICCV)
5. Supreme Islamic Council of Halal Meat in Australia Inc. (SICHMA)
6. The Islamic Council of Western Australia
7. The Perth Mosque of Western Australia Incorporated
8. Australian Federation of Islamic Councils Inc.
9. Australian Halal Authority & Advisers
10. Halal Australia Inc.
11. Al-Iman Islamic Society

オーストリア

12. Islamic Information and Documentation Center

アルゼンチン

13. The Halal Catering Argentina
14. Islamic Centre of The Argentine Republic

バングラデシュ

15. バングラデシュ・イスラム財団 (Islamic Foundation)

ベルギー

16. Halal Food Council of Europe (HFCE)

ブラジル

17. Federation of Muslims Associations in Brazil
18. Islam Dissemination Center for Latin America/(CDIAL)

ブルネイ

19. Lembaga Mengeluarkan Permit Import Halal Bahagian Kawalan Makanan Halal

中 国

20. Shandong Islamic Association
21. 中国イスラム協会(China Islamic Association(CIA))
22. Islamic Association of Henan

チ リ

23. Centro Islamico De Chile

デンマーク

24. Islamic Cultural Center (IKCS)

フランス

25. Ritual Association of Lyon's Great Mosque

ド イ ツ

26. HALAL CONTROL e.K. (EU)

イ ン ド

27. Halal Committee-Jamiat-Ulama-E-Maharashtra
28. Jamiat Ulama-l-Hind Halal Trust

インドネシア

29. The Indonesian Council of Ulama (MUI), Lembaga Pengkajian Pangan Obat-Obatan dan Kosmetika.

日 本

30. 日本ムスリム協会

オランダ

31. Control Office of Halal Slaughtering B.V & Halal Quality Control

32. Total Quality Halal Correct Certification

33. Halal Feed and Food Inspection Authority (HFFIA)

ニュージーランド

34. Federation of Islamic Associations of New Zealand (FIANZ)

35. NZ Islamic Meat Management & NZ Islamic Processed Foods Management

パキスタン

36. Jamea Markaz Uloom Islamia Mansoorah (JMUI)

フィリピン

37. Islamic Da'wah Council of The Philippines (IDCP)

38. Ulama Conference of The Philippines

ポーランド

39. The Muslim Religious Union of Poland (MRU)

シンガポール

40. Islamic Religious Council of Singapore (MUIS)

南アフリカ

41. National Independent Halaal Trust

42. South African National Halal Authority (SANHA)

43. Muslim Judicial Council SA

台 湾

44. Taichung Mosque

45. Taipei Cultural Mosque

タイ

46. タイ国中央イスラーム委員会(The Central Islamic Committee of Thailand (CICOT))

トルコ

47. KAS ULUSLARARASI SERTIFIKASYON (KASCERT)

48. Association For The Inspection And Certification of Food And Supplies (GIMDES)

英国

49. The Muslim Food Board (UK)

アメリカ合衆国(USA)

50. イスラム食品栄養委員会(Islamic Food and Nutrition Council of America (IFANCA))

51. Halal Food Council U.S.A

52. Islamic Services of America (ISA)

ベトナム

53. Islamic Community of Ho Chi Minh City

改正一覧

改正法令	略 称	施行日
PU(A) 53/2012	2012 年取引表示(ハラール 認証及び表示)令	2012 年 3 月 1 日
PU(A) 288/2023	2023 年取引表示(ハラール 認証及び表示)令	2023 年 10 月 2 日
PU(A) 287/2024	2024 年取引表示(ハラール 認証及び表示)令	2024 年 10 月 5 日